

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第89号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和41年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校の設置認可の申請)</p> <p>第2条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。<u>第3条の3、第4条及び第5条</u>において同じ。）又は第130条第1項の規定による学校の設置についての認可の申請は、<u>学校設置認可申請書（様式第1号）</u>に、省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>施設調書（様式第2号）</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>学級編制表（様式第3号）</u></p> <p>(6) <u>校具、教具等の明細書（様式第4号）</u></p> <p>(7) <u>教職員組織調書（様式第5号）</u></p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(高等学校の課程又は学科の設置認可の申請)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の設置についての認可の申請は高等学校の課程の設置認可申請書（<u>様式第6号</u>）に、高等学校の学科の設置についての認可の申請は高等学校の学科の設置認可申請書（<u>様式第6号の2</u>）に、それぞれ省令第11条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る前条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の課程の設置認可の申請)</p> <p>第3条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置についての認可の申請は、<u>専修学校の課程の設置認可申請書（様式第6号の3）</u>に、省令第3条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(特別支援学校の高等部における通信教育の開設認可の申請)</p> <p>第3条の3 法第4条第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育の開設についての認可の申請は、特別支</p>	<p>(学校の設置認可の申請)</p> <p>第2条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。第4条及び第5条において同じ。）又は第130条第1項の規定による学校の設置についての認可の申請は、<u>別に定める様式による学校設置認可申請書</u>に、省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>別に定める様式による施設調書</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>別に定める様式による学級編制表</u></p> <p>(6) <u>別に定める様式による校具、教具等の明細書</u></p> <p>(7) <u>別に定める様式による教職員組織調書</u></p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(高等学校の課程又は学科の設置認可の申請)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の設置についての認可の申請は<u>別に定める様式による高等学校の課程の設置認可申請書</u>に、高等学校の学科の設置についての認可の申請は<u>別に定める様式による高等学校の学科の設置認可申請書</u>に、それぞれ省令第11条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る前条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の課程の設置認可の申請)</p> <p>第3条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置についての認可の申請は、<u>別に定める様式による専修学校の課程の設置認可申請書</u>に、省令第3条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(特別支援学校の高等部における通信教育の開設認可の申請)</p> <p>第3条の3 法第4条第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育の開設についての認可の申請は、<u>別に定</u></p>

援学校高等部通信教育開設認可申請書(様式第6号の4)に、省令第12条第1項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置認可の申請)

第3条の4 法第4条第1項の規定による特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、特別支援学校小学部(幼稚部、中学部、高等部)設置認可申請書(様式第6号の5)に、省令第13条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第3条の5 法第4条第1項の規定による私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、学校の収容定員に係る学則変更認可申請書(様式第6号の6)に、省令第5条第2項に規定する書類及び図面を添えるほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類並びに学則の変更事項の比較対照表を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら収容定員を減じるものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

(高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可の申請)

第3条の6 法第4条第1項の規定による高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更についての認可の申請は、高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書(様式第6号の7)に、省令第5条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(学校設置者の変更認可の申請)

第4条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の設置者の変更についての認可の申請は、学校設置者変更認可申請書(様式第7号)に、省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、専修学校の目的の変更認可申請

める様式による特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書に、省令第12条第1項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置認可の申請)

第3条の4 法第4条第1項の規定による特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、別に定める様式による特別支援学校小学部(幼稚部、中学部、高等部)設置認可申請書に、省令第13条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第3条の5 法第4条第1項の規定による私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校の収容定員に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第3項に規定する書類及び図面を添えるほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類並びに学則の変更事項の比較対照表を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら収容定員を減じるものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

(高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可の申請)

第3条の6 法第4条第1項の規定による高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(学校設置者の変更認可の申請)

第4条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の設置者の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校設置者変更認可申請書に、省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校

書(様式第7号の2)に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

(学校の廃止認可の申請)

第5条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の廃止についての認可の申請は、学校廃止認可申請書(様式第8号)に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(4) [略]

(高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請)

第6条 法第4条第1項の規定による高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の廃止についての認可の申請は高等学校の課程の廃止認可申請書(様式第9号)に、高等学校の学科の廃止についての認可の申請は高等学校の学科の廃止認可申請書(様式第9号の2)に、それぞれ省令第15条に規定する書類のほか、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録、教職員の処置方法を記載した書類並びに岩手県知事設置認可学校法人以外の法人にあっては、寄附行為を添えてしなければならない。

(専修学校の課程の廃止認可の申請)

第6条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の廃止についての認可の申請は、専修学校の課程の廃止認可申請書(様式第9号の3)に、省令第15条に規定する書類を添えるほか、法人にあっては、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録、教職員の処置方法を記載した書類並びに岩手県知事設置認可学校法人以外の法人にあっては、寄附行為を添えてしなければならない。

(特別支援学校の高等部における通信教育の廃止認可の申請)

第6条の3 法第4条第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請は、特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書(様式第9号の4)に、省令第12条第3項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止認可の申請)

第6条の4 法第4条第1項の規定による特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止についての認可の申請

の目的の変更認可申請書に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

(学校の廃止認可の申請)

第5条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による学校廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(4) [略]

(高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請)

第6条 法第4条第1項の規定による高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の廃止についての認可の申請は別に定める様式による高等学校の課程の廃止認可申請書に、高等学校の学科の廃止についての認可の申請は別に定める様式による高等学校の学科の廃止認可申請書に、それぞれ省令第15条に規定する書類のほか、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録、教職員の処置方法を記載した書類並びに岩手県知事設置認可学校法人以外の法人にあっては、寄附行為を添えてしなければならない。

(専修学校の課程の廃止認可の申請)

第6条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の課程の廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類を添えるほか、法人にあっては、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録、教職員の処置方法を記載した書類並びに岩手県知事設置認可学校法人以外の法人にあっては、寄附行為を添えてしなければならない。

(特別支援学校の高等部における通信教育の廃止認可の申請)

第6条の3 法第4条第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書に、省令第12条第3項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止認可の申請)

第6条の4 法第4条第1項の規定による特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止についての認可の申請

は、特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）廃止認可申請書（様式第9号の5）に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(4) [略]

(校長の届出)

第7条 法第10条（法第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による校長の届出は、校長採用届（様式第10号）に、省令第27条に規定する書類を添えてしなければならない。

(私立学校の目的等の変更の届出)

第9条 政令第27条の2第1項の規定による私立学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての届出は、事前に、学校の目的等変更届（様式第11号）に、省令第5条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(6) [略]

(専修学校の名称等の変更の届出)

第9条の2 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更についての届出は、事前に、専修学校の名称等変更届（様式第11号の2）に、省令第5条第1項又は第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(5) [略]

(私立各種学校の目的等の変更の届出)

第9条の3 政令第27条の3の規定による私立各種学校の目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。）の変更についての届出は、事前に、学校の目的等変更届に、省令第5条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(5) [略]

(学校の校地校舎等に関する権利の取得及び変更等の届出)

第10条 政令第27条の2第1項若しくは第27条の3又は法第131条の規定による学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの当該校地校舎等の現状に重要な変更を加えることについての届出は、事前に、校地校舎等の取得及び変更等届（様式第12号）に、省令第6条に規定する書類及び図面のほか、法人にあっては、権利の取得等に関する理事会及び評議員会の決議録を添えてしなければならない。

(分校の設置の届出)

は、別に定める様式による特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(4) [略]

(校長の届出)

第7条 法第10条（法第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による校長の届出は、別に定める様式による校長採用届に、省令第27条に規定する履歴書を添えてしなければならない。

(私立学校の目的等の変更の届出)

第9条 政令第27条の2第1項の規定による私立学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による学校の目的等変更届に、省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(6) [略]

(専修学校の名称等の変更の届出)

第9条の2 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による専修学校の名称等変更届に、省令第5条第2項又は第3項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(5) [略]

(私立各種学校の目的等の変更の届出)

第9条の3 政令第27条の3の規定による私立各種学校の目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。）の変更についての届出は、事前に、学校の目的等変更届に、省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてなければならない。

(1)～(5) [略]

(学校の校地校舎等に関する権利の取得及び変更等の届出)

第10条 政令第27条の2第1項若しくは第27条の3又は法第131条の規定による学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの当該校地校舎等の現状に重要な変更を加えることについての届出は、事前に、別に定める様式による校地校舎等の取得及び変更等届に、省令第6条に規定する書類及び図面のほか、法人にあっては、権利の取得等に関する理事会及び評議員会の決議録を添えてしなければならない。

(分校の設置の届出)

第10条の2 政令第27条の2第1項若しくは第27条の3又は法第131条の規定による分校の設置についての届出は、事前に、分校設置届(様式第12号の2)に、省令第7条に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(分校の廃止の届出)

第10条の3 政令第27条の2第1項若しくは第27条の3又は法第131条の規定による分校の廃止についての届出は、分校廃止届(様式第12号の3)に、省令第15条に規定する書類を添えてしなければならない。

(高等学校等の専攻科等の設置の届出)

第13条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は、事前に、高等学校等の専攻科等設置届(様式第15号)に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、当該専攻科等に係る第2条第6号及び第7号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出)

第13条の2 法第131条の規定による専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出は、専修学校の学科の設置に係る学則変更届(様式第15号の2)に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) [略]

(高等学校等の専攻科等の廃止の届出)

第14条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は、事前に、高等学校等の専攻科等廃止届(様式第16号)に、省令第15条に規定する書類及び教職員の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出)

第14条の2 法第131条の規定による専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出は、専修学校の学科の廃止に係る学則変更届(様式第16号の2)に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更の届出)

第15条 政令第27条の2第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、事前に、通信教育に関する規程変更届(様式第17号)に、省

第10条の2 政令第27条の2第1項若しくは第27条の3又は法第131条の規定による分校の設置についての届出は、事前に、別に定める様式による分校設置届に、省令第7条に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(分校の廃止の届出)

第10条の3 政令第27条の2第1項若しくは第27条の3又は法第131条の規定による分校の廃止についての届出は、別に定める様式による分校廃止届に、省令第15条に規定する書類を添えてしなければならない。

(高等学校等の専攻科等の設置の届出)

第13条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は、事前に、別に定める様式による高等学校等の専攻科等設置届に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、当該専攻科等に係る第2条第6号及び第7号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出)

第13条の2 法第131条の規定による専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出は、別に定める様式による専修学校の学科の設置に係る学則変更届に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) [略]

(高等学校等の専攻科等の廃止の届出)

第14条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は、事前に、別に定める様式による高等学校等の専攻科等廃止届に、省令第15条に規定する書類及び教職員の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出)

第14条の2 法第131条の規定による専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出は、別に定める様式による専修学校の学科の廃止に係る学則変更届に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更の届出)

第15条 政令第27条の2第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による通信教育に関する規程変更届

令第12条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) [略]

に、省令第12条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第17号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校教育法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。